平成２２年（フ）第５２２号
静岡県浜松市東区小池町1391番地の１　メゾン清里403号室、破産手続開始決定時の住所静岡県湖西市大知波字カン崎1186―１　セザンヌ大知波223号
破産者　山本　卓男
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
岡山県倉敷市連島町連島1531番地
破産者　山地　　誠
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
岡山県倉敷市粒江団地３番５―３号　市営粒江団地139号、開始決定時の住所岡山県倉敷市福田町古新田810番地３　エルデム定金Ⅲ103号室
破産者　三宅　立藏
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間337番地
破産者　黒川　武彦
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
鹿児島県日置市吹上町中之里885番地３
破産者　久保千鶴子
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５号
佐賀県鳥栖市幸津町1374番地
破産者　酒井　利広
１　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
２　一般調査期日　平成23年11月30日午後１時10分
平成23年10月５日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６号
佐賀県鳥栖市幸津町1374番地
破産者　酒井眞奈美
１　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
２　一般調査期日　平成23年11月30日午後１時10分
平成23年10月５日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
三重県桑名市大字安永1580番地
破産者　野田　孝史
１　破産債権の届出期間　平成23年11月５日まで
２　一般調査期日　平成23年12月15日午後２時30分
平成23年10月５日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５３８号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字赤星裏4545番地
破産者　鬼頭　保徳
１　破産債権の届出期間　平成23年11月６日まで
２　一般調査期日　平成24年１月11日午後１時50分
平成23年10月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８７号
大阪市福島区鷺洲４丁目４番29号
破産者　則定　秀一
１　破産債権の届出期間　平成23年11月８日まで
２　一般調査期日　平成23年12月８日午後３時30分
平成23年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３４号
大阪府八尾市恩智北町３丁目45番地
破産者　株式会社島野工業
１　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
２　一般調査期日　平成23年12月12日午後３時30分
平成23年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３７５２号
大阪市西区西本町１丁目２番１号
破産者　株式会社丸栄ビルデイング
１　期日　平成23年11月16日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３０号
大阪市西区西本町１丁目２番１号
破産者　丸栄建設株式会社
１　期日　平成23年11月16日午前10時５分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１００９２号
東京都新宿区西新宿８丁目４―15―401、住民票上の住所東京都世田谷区用賀２丁目12―22　イイダアネックス５―202
破産者　森下　信夫
免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
平成23年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第２３号
京都市山科区川田梅ケ谷町１番地の33
再生債務者　京都東山観光株式会社
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月３日から平成24年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第８号
大阪府大阪市西成区玉出西２丁目20番65号
再生債務者　株式会社サトーセン
１　決議に付する再生計画案　平成23年８月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月18日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月７日
平成23年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
大阪市浪速区難波中１丁目13番８号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南船場４丁目12番12号
再生債務者　志眞建設株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第１号
佐賀県唐津市菅牟田64番地１
再生債務者　株式会社唐津ゴルフ倶楽部
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　書面決議で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月４日　　佐賀地方裁判所民事部